

令和4年3月17日

各自治会・町内会長 様

磯子区地域振興課長

令和4年度自治会町内会現況届の提出について（ご依頼）

平素より、区政にご協力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

令和4年度自治会町内会現況届について、ご提出をお願いいたします。

本現況届にご記入いただいた情報は、会長へのご連絡や広報物の送付、区内自治会町内会加入世帯数値の公表、「地域活動推進費補助金」の確認（世帯数の確認）等のために使用いたします。

また、認可地縁団体の会長が変更となる場合、告示事項変更の届出が必要ですので、必ずご連絡をお願いいたします。

1 自治会町内会現況届の内容について

- (1) 自治会町内会長に関すること
- (2) 区連会資料配送先、回覧数、掲示数

【区連会資料配送先について】

磯子区では、毎月（8月と12月を除く）17日前後に開催される「磯子区連合町内会長会定例会」（区連会）にて、市政・区政にかかる情報提供や、自治会町内会の皆様への依頼事項等を各地区連合町内会長にお伝えしています。その資料の一部を、区連会后、すべての自治会町内会あてに送付しています。

原則、紙袋（サイズ：幅30cm×横45cm×奥行10cm程度）に封入し、配送業者によりお届けしておりますので、ご都合のよい配送先をご記入ください。また、置き配等にご対応いただける場合は、指定場所のご記入をお願いいたします。

- (3) 地域活動推進費担当者に関すること
- (4) 広報配布担当に関すること
- (5) 加入世帯数（基準日 令和4年4月1日）

【地域振興課に報告していただく世帯数について】

全て、令和4年4月1日の数字として、下記の内容が一致している必要があります。

※ 地域活動推進費補助金（地活費）を申請されない自治会町内会も同様です。

現況届 の世帯数	=	地区連合が把握 している世帯数	=	地活費の申請書に 記入された世帯数	=	総会資料に記載 された世帯数
-------------	---	--------------------	---	----------------------	---	-------------------

不一致の場合は、確認する必要があるございますので、補助金の交付および、加入されている地区連合への補助金の交付も、大幅に遅れる可能性がございます。

- (6) 緊急連絡先

裏面あり

2 自治会町内会長の個人情報の取扱いについて

自治会町内会現況届で、お届けいただいた自治会町内会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

○氏名について：自治会町内会名とともに公表しています。

（地縁による認可をうけている自治会町内会については、会長の住所も公表となります。）

○連絡先（住所・電話番号等）について

市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

- (1) 区役所及び横浜市
- (2) 市民（入会希望者）からの問い合わせ
- (3) 各機関及び国・県の行政機関からの問い合わせ
（区連会、区社会福祉協議会、磯子警察署、区交通安全協会、区防犯協会など）
- (4) 市連会、区連会などで承認された業務を行う場合
- (5) 工事等の事前説明
東京電力、東京ガス、N T Tなどの公共的事業の工事等で周辺住民とあらかじめ調整する必要がある場合
- (6) 開発事業などで住民意見を尊重するため開発周辺住民にあらかじめ必要な調整をするなど、必要と認められる場合
- (7) 不動産会社及び管理会社から、自治会町内会加入のため、自治会町内会の情報を必要とする場合
- (8) 国・県・市会議員の議員活動を行う上で必要と認められる場合

※その他、現況届に記載されている情報について、加入されている地区連合に提供させていただく場合がございます。

3 提出方法

同封の返信用封筒、またはEメールにてご提出をお願いいたします。

提出先アドレス：is-chishin@city.yokohama.jp

現況届の様式は下記のHPに掲載しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/youshiki.html

4 提出期限

令和4年5月6日（金）

※5月7日以降に会長等に変更があった場合は、お手数ですがその都度ご提出をお願いいたします。

担当：磯子区地域振興課地域活動係 金澤、高橋、坂本

電話：750-2391 Fax：750-2534